

## 令和7年第1回農業委員会総会議事録

令和7年1月16日（木）第1回総会を市役所南庁舎1階会議室1Cに招集した。

### 農業委員17人

会長	18番	仲田清志	会長職務代理者	1番	神山順一
2番	赤井勝利	3番	小田正廣	4番	西村勉
5番	奥津賢司	6番	平利一	7番	奥津忠和
8番	倉脇敏弥	9番	井藤孝久	10番	宮本武博
11番	藤川雅	12番	小川広文	13番	山田條一
14番	森立夫	15番	安達利延	16番	信谷昌吾

### 推進委員10人

1番	谷岡貴寿	2番	兒玉公治	3番	泉登
4番	溝尾美恵子	5番	三輪金樹	6番	妹尾良和
7番	後藤保夫	8番	大原砂利	9番	逸見則夫
10番	妹尾元弘				

### 欠席委員 1人

17番 藤本 彰

議事 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第 4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について  
議案第 5号 現況証明に係る現況認定について

報告事項 農地法施行規則第29条の届について  
法務局照会について  
完了届について  
利用権設定中途解約について

### 協議事項

### その他

事務局職員（書記）	事務局長	滝口 良樹
	主査	福田 洋介
	主査	赤迫 隆
	主任	真治 将史

(開会時刻 午後 2 時 53 分)

福田主査 只今から、新見市農業委員会第1回総会を開催いたします。本日の出席は27名です。欠席は、17番藤本委員です。それでは、最初に仲田会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 皆様方には、穏やかな新年を迎えられたことと、お慶び申し上げます。3日前に、宮崎県で震度5の地震があり南海トラップ巨大地震との関連も懸念されましたが、自然災害は防ぎようもなく、発生した場合、建物被害は阪神大震災の10倍と想定されています。その阪神大震災も1月17日で30年を迎えます。昨年、元日に発生した能登半島地震は、記憶に新しいところですが、本年は災害の無い1年であることを祈りつつ、令和7年第1回の総会を開催いたします。本日も、よろしくお願い致します。

福田主査 ありがとうございます。続いて、石田市長よりご挨拶をいただきます。

石田市長 皆様、新年あけましておめでとうございます。第1回の農業委員会総会が開催されるにあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。昨年12月に、市長として市政の推進の重責を担うこととなりました。よろしくお願い致します。委員の皆様方におかれましては日頃から、農業振興はもとより市全般に渡りご協力ご支援いただいておりますことを厚く御礼申し上げます。皆様には、農地法に基づく農地の権利移動の他、担い手の農地利用の集積集約化、農地パトロールなど農政全般にわたりご尽力いただいておりますことに心から感謝申し上げます。今後は、農家の皆様にとって持続可能な営農となりうる施策を展開してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。本市の農業振興のために引続き皆様には御尽力を賜りますことを心からお願い申し上げます。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

福田主査 ありがとうございます。ここで石田市長は他の公務のため退席されます。

～ 市長退席～

福田主査 それではこれからの進行は、会長よろしくお願い致します。

会 長	<p>それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、4番西村委員、5番奥津委員にお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が3件ございました。現地確認を1番は1月7日に行っており、2番、3番は1月9日に行っております。それでは、1番でございます。場所は金谷、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定です。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号ですが、申請地は譲受人宅に隣接しており、管理も譲受人が行っていることから贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。4番西村委員。</p>
西村委員	<p>4番西村です。1月10日、森委員、三輪推進委員、私と現地確認しました。場所は、●●●●●●●●●●より下の橋を渡り150m市道を進みますと譲受人宅があります。その家に隣接して申請地があります。以前より譲受人が耕作しております。問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第1号1番の議案に賛成の</p>

方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第1号2番について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、2番でございます。場所は哲多町矢戸、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請は、申請地近隣の空き家を社宅として譲受人が購入することに伴い、申請地を購入し耕作するという事で双方合意に至ったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。9番井藤委員。

井藤委員

9番井藤です。1月5日、小川委員、安達委員、逸見推進委員と私の4人で現地確認しました。場所は、県道北房井倉哲西線の●●●学校より哲西方面に2キロ進み●●集落に入り右折し、150m上がった山の中腹にあります。11月総会にありました懸案で残っていた土地があり再度購入となりました。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第1号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第1号3番の議案について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、3番でございます。場所は哲多町蚊家、現況地目は田4筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。12番小川委員。

小川委員

12番小川です。1月5日、逸見推進委員、井藤委員、安達委員、私と現地確認しております。場所は、哲多町蚊家地内の●●●●交流館から矢戸方面に2キロ進んだところです。県道脇に●●集会所がありますその前に2筆、100m先の川向に2筆ありました。2筆は譲受人がすでに耕作されております。残り2筆は耕作されておられず、少し荒れておりましたが、譲受人が農地を再生し今後耕作するということです。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第1号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定とします。続きまして、議案第2

	<p>号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>真治主任</p>	<p>次に第4条の申請につきまして、申請が6件ございました。現地確認を1番、2番は1月7日に行っており、3番から6番は1月9日に行っております。それでは、1番でございます。場所は、足見、現況地目は畑2筆でございます。転用目的は墓地と進入路で、転用理由は、現在の墓地は自宅から離れた山中にあり、参道も急勾配で草刈等も大変なため、自宅から近い申請地に移転したいものです。工事期間は令和7年2月1日から令和8年1月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、造成費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。1番神山委員。</p>
<p>神山委員</p>	<p>1番神山です。1月12日に藤川委員、妹尾推進委員と確認しております。場所は、●●●●学校から南へ200m行ったところの●●集落区内です。問題ないと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第2号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第2号2番の申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>真治主任</p>	<p>次に、2番でございます。場所は、草間、現況地目は雑種地1筆でございます。転用目的は営農型発電施設で、転用理由は、太陽光発電設備の下で椎茸栽培を行うというものです。事業期間は許可日から10年間です。今回の申請は、前回の許可期限が切れたことに伴う更新の申請です。</p>

	この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。1番神山委員。
神山委員	1番神山です。1月12日に藤川委員、妹尾推進委員と確認しております。昨年の農地パトロールで転用期間が切れていることがわかりまして、今回更新となっております。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。推進委員7番。
後藤委員	推進7番後藤です。現況が雑種地となっておりますが、転用扱いですか。それと一時転用は10年20年でもよいのですか。
真治主任	前回許可の更新となっております。今現在は、現況的には雑種地となっております。一時転用ですが、通常は3年と決まっておりますが営農型発電に関しましては、第2種農地、第3種農地の場合は最大で10年一時転用が認められております。以上です。
後藤委員	前は現況が畑でしたが、今回は現況が雑種地になっているので非農地証明を出したらどうなりますか。
真治主任	この土地は別の方が持主となっております。平成25年5月29日から令和15年5月28日まで3条の賃貸借で、今回4条で申請されている方が借受けている状態です。その状態で、営農型発電をしているものです。申請人の方が借りている土地に一時転用をかけているので非農地証明は難しいと思います。
会 長	ほかにご意見、ご質問ございませんか。  (意見、質問なし)  ご意見、ご質問ございませんので、議案第2号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。  (挙手多数)

	<p>賛成多数と認め、本案件は許可妥当といたします。続きまして、議案第2号3番の申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に、3番から5番でございますが、同様の土地で、同様の申請となっておりますので、合わせて説明させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
全 員	<p>(よろしい。)</p>
真治主任	<p>それでは、3番、4番、5番でございます。場所は、哲西町矢田、現況地目は3番が田1筆、4番が田1筆、5番が田2筆でございます。転用目的は圃場整備(くぼだおし)で、転用理由は、用排水路の整備及び大型機械化に伴い、圃場整備を行うものです。工事期間は令和7年3月1日から令和10年2月29日までです。これらの申請地は、農振農用地ですが、この度の転用は一時転用であることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、機械代・燃料費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。7番奥津委員。</p>
奥津(忠)委員	<p>7番奥津です。確認日は1月6日、奥津委員、妹尾推進委員と私で確認しました。場所は、●●駅から旧道を東城方面に300m行ったところを左に1キロ進んだところに4筆ありました。問題ないと思います。</p> <p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第2号3番、4番、5番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数と認め、本案件は許可妥当といたします。続きまして、議案第2号6番の申請について、事務局の説明をお願いします。</p>

<p>真治主任</p>	<p>次に、6番でございます。場所は、西方、現況地目は畑2筆でございます。転用目的は墓地と参拝用地で、転用理由は、現在の墓地は上市と西方に分散しており、どちらも自宅から離れた場所にあり参拝が不便なため、自宅そばの申請地を転用し寄せ墓とするためです。工事期間は令和7年1月20日から令和7年3月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費、建設費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。8番倉協委員。</p>
<p>倉協委員</p>	<p>8番倉協です。1月16日、溝尾推進委員と確認しております。場所は、インター前の交差点から●●方面へ400m入ったところを●●方面に曲がり道なりに進み●●●●●の突当りを左に1キロ先の下の方に申請人宅がありそれに隣接したところでした。問題ないと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第2号6番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数と認め、本案件は許可妥当といたします。続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>真治主任</p>	<p>次に第5条の申請につきまして、7件申請がございました。現地確認を1番、2番、5番、6番は1月7日に行っており、3番、4番、7番は1月9日に行っております。それでは、1番でございます。場所は唐松、現況地目は畑1筆で、転用目的は資材置場兼車両置き場です。転用理由ですが、農業用資材置場、車両置き場として利用したいためです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は令和7年1月31日か</p>



	<p>費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。4番西村委員。</p>
西村委員	<p>4番西村です。確認日1月10日、森委員、三輪推進委員、私で行いました。場所は、国道180号線沿いに●●●●●●があります。その反対側にあります。幅1m長さ24m、24㎡の細長い申請地です。これは、1期工事の申請だと思います。引続き2期工事申請が出されると思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第3号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数と認め、本案件は許可妥当といたします。続きまして、議案第3号3番の申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に3番でございます。場所は哲西町上神代、現況地目は畑1筆で、転用目的は宅地兼駐車場です。転用理由ですが、隣接する家を購入する譲受人が利用するにあたり、庭の拡張と駐車場が必要なためです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は許可日から令和8年8月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地取得費、造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。7番奥津委員。</p>
奥津(忠)委員	<p>7番奥津です。確認日は1月6日、奥津委員、妹尾推進委員と私で確認しております。場所は、神郷と哲西町の境から東城方面に、国道を5</p>

	<p>00m行ったところを右に入り、●●を超えて100m行ったところの家を譲受人が購入されます。その家の右側が申請地です。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第3号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数と認め、本案件は許可妥当といたします。続きまして、議案第3号4番の申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に4番でございます。場所は哲多町矢戸、現況地目は畑2筆で、転用目的は美術館兼倉庫です。転用理由ですが、観光名所となっているワイナリーの近隣に建てることで、相乗効果が得られる最適な場所であり、新たな観光拠点となることで、地域の賑わいを創出できる。また、ロケーションが希有な場所で土地の価値を最大限活用できるため、農地転用し建設したいものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は令和7年5月1日から令和8年2月27日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地取得費、造成費・建築費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。9番井藤委員。</p>
井藤委員	<p>9番井藤です。1月5日に小川委員、安達委員、逸見推進委員と私の4名で確認しております。場所は、県道北房井倉哲西線バス停●●●●●より哲西方面へ600m行ったところにあります。譲受人は譲渡し人の株主であり、既に美術館を経営されております。耕作されていない土地の購入であり、ワイナリーの近隣に建てることで相乗効果も得られると思われま。よろしく申し上げます。</p>

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第3号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

賛成多数と認め、本案件は許可妥当といたします。続きまして、議案第3号5番の申請について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に5番でございます。場所は、大佐布瀬、現況地目は畑1筆で、転用目的は林業資材等置場です。転用理由ですが、譲受人は、現在木材業を営んでおり、伐採後の木材の一時置場として使用するためです。契約の種類は一時転用の使用貸借権設定です。使用期間は令和7年1月30日から令和7年8月31日までです。この申請地は、農振農用地ですが、この度の転用は一時転用であることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。13番山田委員。

山田委員

13番山田です。確認日1月7日、宮本会長、後藤推進委員と行いました。場所は、大佐グラウンドの下、県道がありますそこへ姫新線踏切を渡り県道を津山方面へ2キロ行ったところに●●橋があります。その橋を渡り北の方へ200m行ったところにあります。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第3号5番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

賛成多数と認め、本案件は許可妥当といたします。続きまして、議案第3号6番の申請について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に6番でございます。場所は、大佐田治部、現況地目は田1筆で、転用目的は露天資材置場兼駐車場です。転用理由ですが、露天資材置場及び駐車場として申請地を利用したいためです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は許可日から令和8年10月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地取得費、造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。13番山田委員。

山田委員

13番山田です。確認日は1月7日、宮本委員、後藤推進委員と私で行いました。場所は、中国自動車道上り線大佐サービスエリアの近くに●●●があります。そこから北へ100m行ったところにあります。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第3号6番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

賛成多数と認め、本案件は許可妥当といたします。続きまして、議案第3号7番の申請について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に7番でございます。場所は、哲多町本郷、現況地目は宅地1筆で、転用目的は露天駐車場です。転用理由ですが、隣接する譲受人の従業員駐車場及びお客用駐車場として利用するためです。契約の種類は売買に

	<p>よる所有権移転です。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地取得費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。15番安達委員。</p>
安達委員	<p>15番安達です。確認日は1月5日です。小川委員、井藤委員、逸見推進委員と私の4名で確認をしております。場所は、●●トンネルから成羽方面へ2キロ行った●●区内に入りかけのところにあります。問題ないと思います。よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第3号7番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数と認め、本案件は許可妥当といたします。なお、4条と、5条4番以外の各議案については面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。</p>
全 員	<p>「よろしい。」</p>
会 長	<p>それでは5条の4番以外は諮問不要とし、許可を決定いたします。続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。</p>
滝口局長	<p>今回の新規について貸付が5件でしております。借受人は農業従事者、農機具なども揃っており農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。1番上熊谷、田1筆3年使用貸借、農地中間管理事業、2番豊永佐伏、畑3筆3年1筆が貸貸借、2筆が使用貸借、3番大佐布瀬、田1筆5年使用貸借、4番哲多町田淵、田2筆1年使用貸借、</p>

	<p>5 番哲多町田淵、田 1 筆、哲西町大野部、田 1 筆共に 1 年使用貸借、です。以上です。</p>
会 長	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を 1 番より順次、求めます。</p>
谷岡委員	<p>推進委員 1 番谷岡です。確認日は 1 月 4 日、赤井委員、泉推進委員と 3 人で行いました。場所は、県道新見勝山線●●●地内、菅生との分かれの信号より大佐方面に 4 0 0 m 行ったところ右側に踏み切りがあります。それを渡り 1 0 0 m 行ったところでは、耕作者は、隣の田を耕作されているので引き受けたそうです。以上です。</p>
妹尾(良)委員	<p>推進委員 6 番妹尾です。現地確認日を 1 月 1 2 日、藤川委員、神山委員と 3 名で行いました。場所は、J A ●●支店から 7、8 0 0 m ほど山を登ったところにありました。2 0 年を超えるピオーネの木が植えられておりました。問題ないと思います。</p>
後藤委員	<p>推進委員 7 番後藤です。1 月 7 日に山田委員、宮本委員と確認をいたしました。場所は、県道新見勝山線●●交差点から布瀬方面に行くと●●●●学校があります。その西側、川の方へ向かった方へありました。以上です。</p>
逸見委員	<p>推進委員 9 番逸見です。現地確認を 1 月 5 日、井藤委員、小川委員、安達委員と私で行いました。場所は、県道北房井倉哲西線の哲多と哲西の境あたりの分かれ道を 2 キロ行くと●●●●があります。分かれ道から 1 0 0 m 先に申請地があります。問題ないと思います。続いて 5 番は、先程説明しました田に隣接してあります。哲多側は、問題ないと思います。</p>
妹尾(元)委員	<p>推進委員 1 0 番妹尾です。現地確認を 1 月 6 日、両奥津委員と私の 3 名で行いました。先程説明がありました●●●●番の田より哲西側へ 2 0 0 m 下ったところにありました。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第 4 号の新規について賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>

(挙手多数)

賛成多数と認め、新規は決定いたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。

滝口局長

再設定が7件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。

会 長

再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。

地区委員

「ありません。」

会 長

再設定について、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第4号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

賛成多数と認め、再設定は決定いたします。続きまして、議案第5号現況証明にかかる現況認定について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に現況証明に係る現況認定につきまして、今回3件申請がございました。現地確認を1番、2番は1月9日に行っており、3番は1月7日に行っております。

それでは1番でございます。場所は哲西町上神代、台帳地目は畑3筆で、現況地目は宅地でございます。理由は、申請地は、昭和49年ごろの中国縦貫自動車道工事により、それまで使用していた宅地への進入路がなくなったため、新たに宅地への進入路を造成したもので、現況のとおりとなっている。というものでございます。

次に2番でございます。場所は哲西町上神代、台帳地目は畑1筆で、現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、平成30年7月豪雨災害により、法面が崩落し、畑として使用することが困難となり、現況のとおりとなっている。というものでございます。

次に3番でございます。場所は大佐大井野、台帳地目は田6筆、現況

	<p>地目は原野でございます。理由は、申請地は、申請人の兄が耕作していたが、亡くなったため、耕作する人がおらず、申請人も現在の状態からの耕作は困難であるため申請するもので、平成14年頃から現況のとおりとなっている。というものでございます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。1番2番について7番奥津委員。</p>
奥津(忠)委員	<p>7番奥津です。先程の5条申請でありました場所です。確認日も同じです。1番は、家の前にあります。車が上にあがれるようになっておりました。2番は、家の裏側で原野になっておりました。以上です。</p>
会 長	<p>3番について10番宮本委員お願いします。</p>
宮本委員	<p>10番宮本です。1月7日に山田委員、後藤推進委員と現地確認しました。用水路が崩壊しており水が入らないので荒れておりました。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第5号について認定に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数と認め、認定といたします。ここで、10分間休憩とします。</p> <p style="text-align: center;">～ 休憩 ～</p>
会 長	<p>再開いたします。続きまして、報告事項に入ります。農地法施行規則第29条の規定による許可を要しない転用について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>農地法施行規則第29条の届出が1件ございました。現地確認を、1月7日に行っております。それでは1番でございます。場所は草間、現</p>

	<p>況地目は畑1筆でございます。申請理由でございますが、農機具等を入れる倉庫が必要になったため、農機具倉庫を設置したものです。というものです。面積は記載のとおりです。工事期間は令和5年2月3日から令和5年11月20日です。事前着工を行っていたため、申請人からの始末書を受理しております。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員より報告願います。1番神山委員。</p>
神山委員	<p>1番神山です。一昨年、市の農地パトロールで見に行った案件です。書類を揃えて出させていただきました。</p>
会 長	<p>続きまして、法務局照会について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>法務局照会につきまして、今回1件ございました。現地確認を、12月4日に行っております。それでは、1番ですが、場所は哲多町田淵、登記地目は畑1筆、現況地目は宅地という申請で、該当地は昭和25年から宅地となっている。というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「非農地」と回答しています。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員より報告をお願いします。</p>
小川委員	<p>12番小川です。12月1日に、逸見推進委員、井藤委員、安達委員と私で現地確認しました。場所は、哲多町田淵地内JA●●●から県道を哲西方面に700m進んだところ。申請人自宅裏にある土地。かなり古い長屋が建ってありましたので非農地と回答いたしました。</p>
会 長	<p>次に完了届について、事務局の説明をお願いします。</p>
滝口局長	<p>完了届が4件でしております。1番哲西町大野部地内、農地改良圃場整備、2番哲多町老栄地内、農地法第4条、店舗の建築、進入路の整備、3番大佐小阪部地内、農地法第5条、住宅の建築、4番哲多町花木地内、農地法施行規則第29条、農道の整備、以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があれば1番から順次お願いします。</p>
奥津(賢)委員	<p>5番奥津です。1月6日に確認しました。綺麗に圃場整備されました。</p>

井藤委員	9番井藤です。1月5日に現地確認をしました。完成しておりました。
宮本委員	10番宮本です。1月7日に確認しました。入居されておられました。
安達委員	15番安達です。確認日は1月5日です。隣地が、嵩上げをされておりそれに合わせての農道整備ということで、綺麗に出来ておりました。
会 長	続いて利用権設定中途解約合意書について、事務局の説明をお願いします。
滝口局長	利用権設定中途解約合意書が3件でております。1番大佐小阪部地内、作業従事者の高齢化及び肥料等の価格上昇によるものです。2番3番は農地中間管理機構を介したものです。2番哲西町八鳥地内、貸付人の都合によるものです。詳細は、貸付人が自ら耕作するためです。3番は農地中間管理機構を介したものです。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。1番より順次。
後藤委員	推進委員7番後藤です。1月7日に確認しました。
妹尾委員	推進委員10番妹尾です。確認日は1月6日にしました。場所は、哲西町野馳地内●●●●があります。その裏にあります。貸付人の都合により中間管理機構に受理されたと聞いております。以上です。
会 長	続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局からなにかありましたらお願いします。
事務局	(ありません。)
会 長	続きまして、その他ですが事務局からなにかありましたらお願いします。
真治主任	報告事項を3点報告させていただきます。1点目、先月総会を欠席されていた方に、2025年の農業委員会手帳を配布させていただいております。2024年の手帳に入れている身分証明書を2025年の手帳に入れ替えて、ご使用ください。2点目、来月の総会前に農地部会を開催します。案件としましては、金谷の区画整備に伴う用排水路について、岡山県より意見照会がありましたので、このところについて、都市整備課

	から説明をしてもらい農地部会で意見があるか諮っていただきたいと思 います。3点目、本日総会後の予定について以上です。
福田主査	次回の総会ですが、2月18日火曜日、午前9時30分から場所は南 庁舎3階大会議室で開催します。
会 長	他に、皆さんからのご意見ご質問はございませんか。では、閉会を神 山代理にお願いします。
神山代理	本日は、お疲れ様でした。(閉会挨拶)
	(閉会時刻 午後 4 時 23 分)

令和7年1月31日作成

署名委員

議 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_